

「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針(案)」及び「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和5年度)(案)」に対する意見募集の結果及び回答
[募集期間: 令和5年6月22日(木)～令和5年7月5日(水)]
意見提出者: 計3件(法人0件、個人3件)

(意見提出者一覧)

個人(3件)

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針(案)」				
全体				
1	個人①	「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針」 1ページ 「デジタル化が進化した現代社会において、携帯電話やインターネット等の通信インフラが利用できない等の電気通信事故は、国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼし、緊急通報に関する事故は、国民の生命や安全にも大きな影響を与える重要な問題である。」 ここが大事 障害起こさない事 投げ出さない事 逃げ出さない事 守り抜く事 不安訪れる時 信用が一番大事 安心与える事 値上げしない事 値下げする事 お客様は神様である事 涙見せてもいいよ それを忘れなければ 仕事とはお金のためのものではない 相手を幸せにした分だけ「ありがとう」が返ってくる それを集めるためのものです 通信が正常でも「ありがとう」とは誰も言いません 感謝もしていません それが当たり前だから そんな状態でやる気が起こるはずがない 通信障害は現代社会へのアンチテーゼとも言える	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	無
1. 基本的な考え方				
2	個人②	1. 「通信事故」と「電気通信事故」の語があるが、統一すべき。	頂いた御意見を踏まえ、「電気通信事故」に統一します。	有
3	個人②	1. 「12月」を「12月」とするか、脚注4「第44条」を「第44条」とすべき。	頂いた御意見を踏まえ、「12月」を「12月」に修正します。	有
4	個人③	1枚目の本文の12行目「とりまとめ」と、4枚目の本文の11行目「取りまとめ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	頂いた御意見を踏まえ、「取りまとめ」に統一します。	有
2. 実施方針				
5	個人②	2. (2)「事業者」と「電気通信事業者」の語があるが、統一すべき。	頂いた御意見を踏まえ、「電気通信事業者」に統一します。	有
6	個人②	2. (2)「災害対策基本法」に法令番号を付すべき。	頂いた御意見を踏まえ、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」に修正します。	有
7	個人②	2枚目の本文の11行目「災害対策法」の法令番号を記載したほうがよい。他の箇所の例と同様に。	上記意見6に対する考え方のおおりにです。	有
8	個人②	2. (3)第2段落「年次計画」は「作成」するのか、「策定」するのか。	頂いた御意見を踏まえ、「策定」に統一します。	有
9	個人②	2. (3)第4段落「当該電気通信役務」とは何を指すのか。	頂いた御意見を踏まえ、「当該」を削除します。	有
10	個人②	2. (4)「設備」は「電気通信設備」以外の設備を含む趣旨か、「電気通信設備」を単に略したものか。	「電気通信設備」を単に略したものです。	無
11	個人②	2. (4)丸数字1a)「委託先の状況を含む」は「委託先の状況を含む。」とすべき。	頂いた御意見を踏まえ、「委託先の状況を含む。」に修正します。	有
12	個人②	2. (4)丸数字2c)「想定復旧時間含む」は「想定復旧時間を含む。」とすべき。	頂いた御意見を踏まえ、「想定復旧時間を含む。」に修正します。	有
13	個人②	2. (5)「その結果に」とあるが「モニタリング結果の結果」と読めば良いのか。	頂いた御意見を踏まえ、「当該結果に」に修正します。	有
14	個人②	2. (5)「モニタリング結果」(の全部)を「対外的には非公表とする」とされているが、国民等が総務大臣に「モニタリング結果」につき行政文書の開示を請求した場合、不開示情報を除き一部開示されると解して差し支えないか。	御理解のおおりにです。	無

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
15	個人②	脚注2「モニタリングの対象事項」は2. (4)では「対象項目」と呼んでいるものと同一か。	頂いた御意見を踏まえ、脚注2中の「モニタリングの対象事項」を「モニタリングの対象項目」に修正	有
16	個人②	脚注4の「電気通信事業法」に法令番号は不要ではないか。	頂いた御意見を踏まえ、法令番号を削除します。	有
17	個人③	3枚目の脚注4の1行目「(昭和五十九年法律第八十六号)」は削除したほうがよい。2枚目の記載と重複するから。	上記意見16に対する考え方のとおりです。	有
18	個人③	4枚目の本文の2行目「令和5年」は「令和五年」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	脚注5の記載により対象設備が明確となるため、告示番号を削除いたしました。	有
「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和5年度)(案)」				
全体				
19	個人②	本文「電気通信役務を提供する指定公共機関」は、基本方針と同様「電気通信役務を提供する電気通信事業分野の指定公共機関」としなければ、他の分野の指定公共機関であって電気通信役務を提供する者が含まれてしまうことにならないか。	脚注1に対象事業者を記載しておりますので、ご確認ください。	無
1. 実施スケジュール等				
20	個人②	1. 「9月から10月頃」において「から」に対応する「まで」を付すべきではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「9月から10月頃まで」に修正します。併せて、ガバナンスのモニタリングのスケジュールに関する記載についても「令和5年12月から令和6年3月頃まで」に修正します。	有
21	個人②	1. 「対象事業者の機微な情報」は基本方針2. (5)「電気通信事業者の経営に関する秘密」と同じものか。	御理解のとおりです。	無
22	個人②	1. スケジュールでは、基本方針及び年次計画を電気通信事故検証会議が策定することとされているが、いずれも総務省が策定するものではないのか。	頂いた御意見を踏まえ、スケジュール表に「基本方針・年次計画」の行を追加します。	有
2. ガバナンスに対するモニタリングの実施計画(重点確認項目)				
23	個人②	2. a)「委託先の状況を含む」は「委託先の状況を含む。」とすべき。	頂いた御意見を踏まえ、「委託先の状況を含む。」に修正します。	有
24	個人②	2. 「対象業者」は「対象事業者」又は「対象事業者」とすべき。	頂いた御意見を踏まえ、「対象事業者」に修正します。	有
25	個人②	2. (2)「広範囲な点検を要するものではない」ことと「重点確認の対象を設けず、実施する」こととの関係が明らかではない。	基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要がある特定の設備等について、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしています。他方、ご指摘の項目については広範囲な点検を要するものではなく、重点確認の対象を設けずとも効率的・効果的にモニタリングを実施することが可能であることから、案のとおり記載しております。	無
26	個人②	2. (3)「過去3年間」とは、起点を令和4年度末として「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を指すと解して良いか。	基本方針は令和5年8月1日より適用されるため、当該日付を起点として、「令和2年8月1日から令和5年7月31日まで」を指します。	無

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
27	個人②	2. (4)丸数字2「電気通信事故の増大」は「電気通信事故の件数の増大」等とすべきではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「電気通信事故の件数の増大」に修正します。	有
28	個人②	2. (4)丸数字3「点検状況」は「点検状況について確認を行う。」とすべきではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「点検状況について確認を行う。」に修正します。	有
3. 電気通信設備に対するモニタリングの実施計画(重点確認項目)				
29	個人②	3. c)「想定復旧時間含む」は「想定復旧時間を含む。」とすべき。	頂いた御意見を踏まえ、「想定復旧時間を含む。」に修正します。	有
30	個人②	3. (2)「上記(1)」を「前項」とするか、「前項」を「上記(1)」とすべきではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「上記(1)」を「前項」に修正します。	有
31	個人②	3. (3)「前項及び前々項」は「前2項」とすべきではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「前2項」に修正します。	有
その他				
32	個人②	本意見募集は「任意の意見募集」として実施されているが、本案は不利益処分(報告徴収)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準であり、「処分基準」(行政手続法第2条第8号二)に該当し、行政手続法に基づく意見募集を行う必要があるのではないか。	本件モニタリングは、電気通信事業法第166条に基づく報告徴収のほか、総務省設置法第3条第1項に基づく任意の照会、面談調査等を通じて実施していくことを予定しております。これらをどのように組み合わせるかは、その時々も踏まえて個別に判断することになるところ、本件基本方針・年次計画は、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要な基準」に該当するものでなく、行政手続法に基づく意見公募手続を要するものではありません。	無
33	個人③	本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？	行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する「命令等」については、30日以上意見募集期間が必要とされておりますが、本件は、それに該当するものではなく、任意の意見募集として実施したものです。	無

注:その他、報告書案に対するものではないものではありませんでした。